(別紙4)

町県民税通知書(特別徴収 年次)関連業務 詳細仕様書

1 個別業務名

町県民税通知書(特別徴収 年次)関連業務

2 個別業務の概要

町県民税の特別徴収を実施する際に必要な特別徴収義務者用納税通知書、納税義務者 用納税通知書、納入書を印刷及び封入・封緘するものである。

(1) 実施時期

注文日 3月下旬

印字データの引渡日 4月13日頃

納期限 5月上旬

住民等への発送日 5月中旬

(2) 具体的な事務のスケジュール(当初納税通知書)

① 印刷業務

受託者は、業務着手までに三木町と十分な打合せを行い、三木町との校正作業完了後に、以下の5種類の書類を印刷すること。その後、各年度4月13日頃に三木町が引き渡す印刷データを当該書類に印字すること。ア、イ、ウについては、印字後、裁断すること。イについては、圧着機にて圧着も行うこと。印字後、余った書類については、月次の業務で使用する。受託者が三木町の指示のもと適切に保管することを基本とする。(これに費用が生じる場合は、別途契約を締結する、もしくは、別の方法により保管等を行う。)

ア 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

·印刷予定部数 :8,000 枚(連続帳票)

·印字予定部数 : 3,800 枚程度

・紙質 :連量 55 kgの白色上質紙

イ 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

·印刷予定部数 :8,000 枚(連続帳票)

·印字予定部数 : 2,800 枚程度

・紙質 : 先のり圧着用紙連量 110 kg

ウ (特別徴収)領収証書・(特別徴収)納入書・(特別徴収)納入済通知書が3枚1冊になったもの(以下「納入書」という。)

·印刷予定部数 :60,000 枚(連続帳票)

·印字予定部数 : 19,300 枚程度

・紙質 : 連量 72kg の N I P 用紙 (4.5 インチ用紙)

エ チラシA(令和7年度町県民税特別徴収関係書類の送付について)

·片面印刷

·印刷予定部数 : 4,000 枚

・紙質 : B 5 コピー用紙 (白色度 7 0 %以上)

オ チラシB (特別徴収関係書類に係る留意事項)

·両面印刷

・印刷予定部数 : 4,000 枚

・紙質 : B 5 コピー用紙(白色度 7 0 %以上)

② 製本業務

三木町は、ブッキングリストを各年度4月20日頃までに三木町役場の税務課にて受託者に引き渡す(協議により、別の方法で引き渡しを行うことも可能である。)ので、納入書を1枚ずつ断裁し、事業所ごとに14枚1冊で糊止め(左綴)し、製本すること。なお、納入書は、あらかじめ4種類(一般分、納期特例分、電子交換分、電子分)に種別分けし、封入封緘順に並べ、この順番が変わらないように注意した上で、製本作業を行うこと。

○ 製本予定件数

2,800 ∰*

(内訳)	一般分	2,050 ⊞
	納期特例分	50 ⊞
	電子交換分	490 ⊞
	特電子+納電子分	50 ⊞
	特電子+納書面分	150 ⊞
	特書面+納電子分	10 ∰

※上記件数は、現時点での見込みであるため、増減があることに留意すること。

③ 封入封緘業務

受託者は、上記①及び②において作成した成果品ア~オ及び別に作成するカを三木町が提供する封筒に封入封緘し、各年度5月11日頃までに、受託者に引き渡すものとする。

- ア 給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)
- イ 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納 税義務者用)
- ウ 納入書
- エ チラシA (令和●年度町県民税特別徴収関係書類の送付について)
- ナ チラシB(特別徴収関係書類に係る留意事項)
- カ 令和●年度給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収関係書類綴

なお、ア及びウは、受託者において、あらかじめ7種類(一般分、納期特例 分、電子交換分、特電子+納電子分、特電子+納書面分、特書面+納電子分、納 入書不要分)に種別分けし、封入封緘順に並べ、この順番が変わらないように注 意すること。

受託者は、全6種類の書類について、ブッキングリストのとおり、三木町が併せて提供する指定の窓あき封筒に封入封緘し、各年度5月11日頃までに三木町に納品すること。なお、ブッキングリストに掲載する業者は、指定番号順となっており、ア、イ及びウの帳票については、次の箇所に指定番号を印字している。

ア 給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)



イ 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)



ウ 納入書



各書類は、次のア~カの順に封入及び封緘すること。

ア給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

- ・断裁、送り孔部(右耳)のカット及び二つ折りは、受託者にて行うものとする。
- ・事業所の従業員数によっては、2枚以上を封入する場合があるので、指定番号を十分確認 し、封入漏れがないように留意すること。

イ給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

- ・断裁、送り孔部(両耳)のカット及び圧着作業は、受託者にて行うものとする。
- ・従業員3名分で1シートとなるが、1名分しか印字されていないものについても、切り離すことなく、そのまま封入すること。
- ・事業所によっては、封入しない場合や2枚以上を封入する場合があるので、指定番号を十 分確認し、封入漏れ等がないように留意すること。

ウ納入書

・別添見本のとおり、指定封筒に入るサイズで1回折った状態で製本後の1冊を封入すること。ただし、例外として、次の2ケースについては、納入書の封入は不要とするので、留意すること。封入をしなかった納入書については、シュレッダーなどで切断破砕し、受託者にて、適切に処分すること。

(ケース①)

給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)のページ番号左部に「*」の記載がある場合は、納入書の封入は不要とする。なお、一般分及び納入書不要分以外は「*」の記載があるものとないものが混在しているので、留意すること。

1			特別徴収 税 額	円納 6月分	10月分	2月分	(摘要)	
F	氏	名	(化 朝 個人番号	8月分			-	
-	K	- Z1	個人留方	9月分	12月分	4月分	-	
					1月分	5月分	1	
				変更月				
			特別徵収	円面 6月分	10月分	2月分	(摘要)	
			86. 80	7月分	11月分	3月分	1000	
	氏	名	個人番号	8月分	12月分	4月分		
				9月分	1 月分	5月分		
				変更月	В			
1			特別微収	四個 6月分	10月分	2月分	(摘要)	
			85. 80	7月分	11月分	3月分	(34347	
	氏	名	個人番号	付8月分	12月分	4月分	-	
		1.1	347X 10 7	8F9 FF	1.99	5月分	-	
				変更月	В	UMM		
		_				IF. 42 TH A 16		40 1 35 E T T 14 M 1 35 E
				特別徴収		氏名又は名称		個人番号又は法人番号
				義務者				
			N					

(ケース②)

給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の記載された事業所全体の特別徴収税額が0円の場合は、納入書の封入は不要とする。

特別徴収税額				F.			課税人員			非課税人員				
		人	数	納	付	額			人	数	Ì	納	付	額
月	6月分							12月分						
割	7月分							1月分						
	8月分							2月分						
	9月分							3月分						
	10月分							4月分						
	11月分							5月分						

- エ チラシA (令和●年度町県民税特別徴収関係書類の送付について)
 - ·封入部数:1枚
- オ チラシB (特別徴収関係書類に係る留意事項)
 - ·封入部数:1枚
- カ 令和●年度給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収関係書類綴
 - · 封入部数: 1 冊
- 〇 封入封緘予定件数

3,500 件**

(内訳) (1) —般分 (2.050) 件(納入書有:2050 件、納入書無: (0) 件)

②納期特例分 50 件 (納入書有: 50 件、納入書無: 0 件) ③電子交換分 540 件 (納入書有: 490 件、納入書無: 50 件) ④特電子+納電子 150 件 (納入書有: 50 件、納入書無: 100 件) ⑤特電子+納書面 450 件 (納入書有: 150 件、納入書無: 300 件) ⑥特書面+納電子 10 件 (納入書有: 10 件、納入書無: 0 件) ⑦納入書不要分 250 件 (納入書有: 0 件、納入書無: 250 件)

※上記件数は、現時点での見込みであるため、増減があることに留意すること。

○ 納入場所

三木町役場

【参考資料】

資料4を参照すること。